

「東京都社会的養育推進計画」についての意見募集結果

1 意見募集の期間 令和7年2月3日（月曜日）から3月4日（火）曜日まで

2 応募件数 11件

番号	ご意見（概要）	ご意見への対応等
1	共働き夫婦の方が子供と接する時間が少なく、子供に対するストレスがたまりにくいいため、虐待になりにくいと思います。子供の問題を考えるときは夫婦の就労環境も考えるべきだと思います。	都は、子育てに不安を抱える家庭等を訪問し、家事等を支援する子育て世帯訪問支援事業や、児童養護施設等において一定期間児童を養育する子育て短期支援事業等、家庭支援事業に取り組む区市町村への支援を拡充し、虐待等に至る前の予防的支援の充実に取り組んでいます。
2	計画の達成状況を評価するために毎年度行くとされる「各取組や指標の現状把握に必要な調査」及びその結果を用いて計画の達成状況の進捗を管理する「東京都児童福祉審議会」について、いずれも「速やかに公開する」と記載した方が良いと思います。	東京都の附属機関等における調査審議は、全て原則として公開することとされており、東京都児童福祉審議会についても議事及び資料を公開しております。
3	民間団体等によっては、養子縁組を受ける子供の利益が棄損される可能性があること、またその対策を講じることを明記した方が良いと思います。 特別養子縁組に携わる民間団体の廃業及びそれまでの活動について、多数の問題点が国会等でも指摘されていますが、東京都では同問題をどのように捉えているのかを示すことが必要だと思います。問題を把握し、適正に対処した（対処する）のであれば、その旨を明記していただけると安心できます。	養子縁組民間あっせん機関の業務が適正に運営されるよう、法令に基づき必要な指導や助言を行っています。
4	児童の記録の保存年限について、保存年限は5年間で決められていますが、児童相談所の係属終了後5年間あたりでは、児童・若者自身が過去を振り返る余裕がない場合も多いです。 児童相談所の記録を5年で廃棄してしまうと、人生初期に何が自分の身に起こったかを客観的に知る機会を失うことになり、不利益が大きいため、保存年限を延ばしてほしいと思います。	都児童相談所は、指導・援助の経過を残すとともに、子供の知る権利を保障する観点から、必要な情報を児童記録票に記録し、管理しています。児童記録票の保存期間は、国の児童相談所運営指針に基づき、施設等に入所した児童の場合は満25歳になるまで、将来的に記録票の活用が予想される棄児や置き去り児等の場合には長期保存としています。 今後、いただいた御意見も参考にして、国の動向も注視しながら、都として保存年限や開示方法の課題等の整理を進めていきます。
5	身体障害等のため障害児施設に措置された場合、児童養護施設等の退所児童と比べて進学にまつわる支度金や奨学金が極端に少なく、非常に不公平です。 児童養護施設に配置される自立支援業務に専念できる職員を障害児施設に派遣してもらったり、大学進学等支度金を障害児にも運用したり、柔軟に活用することができないか、国や都の障害児部門とともに検討してもらいたいです。	障害児入所施設へ入所している措置児童への就学に係る支援については、措置費において、小学校や中学校へ入進学する際に必要となる費用や高等学校在学中における教育に必要な費用について支給を行っています。 また、児童が就職する際に必要な費用について支給しています。

6	ONPO法人が発行している中でも参考になる冊子については、全施設職員が読むためにも、全職員に配布できる程度の費用を負担してあげてほしいです。 ○自立支援担当職員やジョブトレーナーには、精神保健福祉士やファイナンシャルプランナー3級を取得した場合に給与に加算される制度を作ってほしいです。 ○外部関係機関との関係構築に慣れていない施設が多く、適切な時期に外部につながることができない場合があるので、自治体の障害部門や保健所との相談の機会を、各施設が年に2回程度は設けることを必須にできると良いと思います。	いただいた御意見も参考にしながら、児童養護施設等における自立支援等の体制強化に取り組んでいきます。
7	社会的養護自立支援協議会について、児童・若者の一般社会での生活を考慮し、既に関わっている支援企業の担当者や、一般企業の人事経験者などをオブザーバーとして配置するべきです。 また、特性や障害がある児童若者の支援のために、自治体の障害者部門や精神保健福祉センターやひきこもり支援機関等も協議会に参加してもらえると良いと思います。	いただいた御意見も参考にしながら、社会的養護自立支援協議会を設置し、関係機関等で社会的養護経験者等のニーズに即した支援体制について協議していきます。
8	児童養護施設等に精神保健福祉士を配置し、トラウマ反応や愛着の課題や発達特性の強い児童・若者を外部の専門機関に繋いだり、学校との橋渡しをしたりするソーシャルワーカーやコーディネーターとして動いてもらえると良いと思います。	都は、治療的・専門的ケアが実施できる体制を整備する施設を専門機能強化型児童養護施設として指定しており、治療指導担当職員として精神保健福祉士の配置も可能としています。
9	現場で児童養護施設等からの退所が近い児童・若者を支援していると、分からないことが多かったり、向き合うのが不安だからという理由で退所の話題を避ける、職員側も話題を避けられるから話せないまま時間が過ぎ、あっという間に退所まで1年未満となってしまうことがあります。 中学3年生では公民の授業があるため、連動して、18歳成人や自立、就労や進学についてポジティブに日常的な話題に取り入れることから、退所に向けたサポートが始まると施設職員に認識してもらえるよう、自立や退所にまつわる職員研修にてトピックに入れてもらいたいです。	いただいた御意見も参考にしながら、児童養護施設等の入所児童の自立支援の強化に取り組んでいきます。

10	児童相談所における人材の確保について、「より幅広い層が受験できるように」教養試験を廃止するとのことですが、法的対応や高度な戦略が必要な児童相談所において、施設のことを理解しているという理由だけで無試験の職員ばかりを増やすと、上記ケースに太刀打ちできなくなる可能性が高くなるので、引き続き教養試験を受けて入職する選考方法も残しておいた方が良いと思います。また、保護者への指導をするためにはある程度のTPOを心得ていることも必要です。	I 類B（福祉）及びII 類（福祉）採用選考においては教養試験が廃止となりますが、専門試験、論文試験を引き続き実施するほか、I 類B（福祉）では適性検査を導入することで、言語的理解力や数的処理能力を測っていきます。 これらの筆記試験に加えて、グループディスカッション、個別面接等も引き続き実施していきます。
11	児童養護施設等職員の流出を避けるために、下記のような取組をしてはどうでしょうか。 ○東京都社会福祉協議会の民間社会福祉施設モデル給与制度 全体を底上げ 一律3万円～5万円／月 ○専門職手当：研修体系と、昇給をリンクさせると良いです。 ○児童・若者の権利擁護や意見表明はもちろん重要だが、一般社会で許されない行為についてはしっかりした線引きを管理職が行い、施設職員の心理的安全性が保たれるようにする。ここまでやったら警察に相談する、という指標を示すことも、児童若者が社会に出ていくための重要な知識と位置付けると良いです。 ○施設内は「村化」しやすいので、職員の定着率が高い施設の研究を行い、それを基にした施設コンサルタントを社会福祉協議会や都の施設担当部門（施設支援部門を作るとより良い）が担い、定期的に職員のメンタルヘルス調査等を行えると良いです。	都は、児童養護施設等に勤務する各専門職種職員やユニットリーダー等の人材確保及び育成を図るため、研修を実施しており、研修受講修了者に対し、措置費において業務内容を評価した処遇改善を実施しています。 さらに、令和7年度から、国の公的資格である「こども家庭ソーシャルワーカー」を取得するための研修経費の補助も開始します。 こうした取組により、児童養護施設等の職員の確保と資質及び専門性の向上を図っていきます。